

**問題 3 1** 「監査基準」の「第一 監査の目的」に関する次のア～カの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組み合わせを一つ選びなさい。

ア．「監査の目的」を明らかにした理由は、監査の役割についての「期待のギャップ」を狭め、監査基準の枠組みを決めるためである。

イ．「監査の目的」には、財務諸表の作成に対する経営者の責任と当該財務諸表に関する意見表明についての監査人の責任を区別することが明示されている。

ウ．監査人が表明する意見は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての点において適正に表示しているかどうかについて監査人が判断した結果を表明したものであることが明確にされている。

エ．監査人の意見の表明の形式は、監査の対象となる財務諸表の種類、あるいは監査の根拠となる制度や契約事項が異なれば、それに応じて異なることを明らかにしている。

オ．財務諸表は適正に表示されているとの監査人の意見には、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得たとの自らの判断が含まれていることを明確にした。

カ．財務諸表の表示に関して監査人が合理的な保証を得たとは、監査が対象とする財務諸表の性格的な特徴(財務諸表の作成には経営者による見積りの要素が多く含まれること等)を条件として、監査人が絶対的ではないが相当程度の心証を得たことを意味する。

1 . アイ    2 . アウ    3 . イオ    4 . ウカ    5 . エカ

**問題 3 2** 「監査基準」の「第二 一般基準」に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものはどれか、その記号を一つ選びなさい。

- ア．監査人が、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に努めなければならないのは、資本市場の国際化、企業の大規模化や取引活動の複雑化、さらには会計基準の高度化等に対応することで、監査に対する社会の期待に応えることが求められていることによるものである。
- イ．監査人は、監査の実施に当たって、精神的に公正不偏の態度を保持することが求められ、独立性の保持を最も重視しなければならない。ここに言う独立性とは、独立の立場を損なう特定の利害関係を有することだけでなく、このような関係を有しているとの疑いを招く外観を呈することがあってはならないことも意味している。
- ウ．監査人としての責任の遂行の基本となる職業的専門家としての懐疑心の保持は、監査計画の策定から、その実施、監査証拠の評価、意見の形成に至る監査業務の遂行に際して求められる職業的専門家としての正当な注意を包括する監査人の姿勢を意味するものである。
- エ．監査人は、財務諸表の利用者を欺くための不正な報告や資産の流用を隠蔽するための重要な虚偽の表示が財務諸表に含まれる可能性を考慮するとともに、監査の過程において、このような不正等について特段の注意を払い、かかる不正等を発見した場合には、経営者等に適切な対応を求めるとともに、その財務諸表への影響について評価することが求められる。
- オ．監査人は、自らの監査業務の質の確保に十分な注意を払い、組織としても監査業務の質を担保するための管理の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめることが必要であるが、この監査業務の質の確保は、他の監査人の監査結果の利用等に関しても同様に求められるものである。

1 . ア      2 . イ      3 . ウ      4 . エ      5 . オ

**問題 3 3** 内部統制に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組み合わせを一つ選びなさい。

ア．内部統制の目的としては、一般に、事業経営の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性の確保及び事業経営に関わる法規の遵守の促進がある。

イ．内部統制の構成要素としては、一般に、経営者の経営理念や基本的経営方針、社風や慣行等からなる統制環境、リスク評価の機能、権限や職責の付与及び職務の分掌を含む諸種の統制活動、適切な情報と伝達の機能、そして、これらの機能の状況に対する監視活動が挙げられる。

ウ．内部統制の目的及び構成要素などの概念については、国際的にも、ある程度共通の理解が示されており、各国の法制や社会慣行等あるいは個々の企業の特殊性を理由に、経営者が独自に構築することは認められない。

エ．企業の内部統制が十分に整備されていない場合には、監査人として、意見形成のための合理的な基礎を得ることが著しく困難なものとなり、意見の表明はできないことになる。

オ．内部統制が十分かつ適切に運用されている企業については、利用し得る範囲内において内部監査との連携等も考慮して、監査を効果的かつ効率的に行うことが期待される。

- 1．アイ    2．イウ    3．ウエ    4．エオ    5．アオ

**問題 3 4** リスク・アプローチに関する次のア～オのうち、誤っているものが二つある。

その記号の組み合わせを一つ選びなさい。

- ア．リスク・アプローチでは、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるため、固有リスクと統制リスクとを評価することにより、虚偽の表示が行われる可能性に応じて、監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定することが求められている。
- イ．監査リスクとは、財務諸表の利用者の判断を誤らせることになるような重要な虚偽の表示が財務諸表に潜在する可能性ことをいい、固有リスク、統制リスク及び発見リスクから構成される。
- ウ．固有リスクとは、関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいい、特定の取引記録及び財務諸表項目が本来有するリスクのことをいう。
- エ．監査人は、リスク・アプローチによる監査計画を策定するにあたり、内部統制の状況を把握し、統制リスクを暫定的に評価して、その統制リスクの程度の相応する統制評価手続を実施して内部統制の有効性を確かめる。
- オ．固有リスクと統制リスクが共に高いと評価された場合には、財務諸表に虚偽の表示が含まれる可能性が高いと推定されるため、監査人は監査計画時に設定した、許容可能な合理的な監査リスクの水準が達成できるように、発見リスクの水準を低く設定しなければならない。

1．アイ    2．イウ    3．イエ    4．ウエ    5．エオ

**問題 3 5** 監査上の重要性に関する次の文章の( )内には下記の語群のア～シの中から適切な語句が入る(複数回使用する語句がある)。下記に示した語群のうち使用されない語句はいくつあるか、その記号を一つ選びなさい。

監査人は、監査計画の策定の際、財務諸表において重要であると判断される虚偽の表示の金額を( )として決定しなければならない。この段階では監査対象企業の過年度の( )や監査対象事業年度の予算等、適切な指標を基礎として( )を暫定的に決定する。その際、( )の質的影響にも注意を払わねばならないが、通常は( )を考慮して決定される。

監査計画策定時に決定する重要性の基準値は、財務諸表全体に対する重要性の判断に用いるものであり、これを基礎として各勘定科目や取引毎の( )を決定するが、その決定に際しては監査人は職業的専門家としての判断により、各勘定科目や取引毎の( )は財務諸表全体に対する( )より相対的に小さく設定する。

このようにして決定された監査上の重要性の基準値は、その後の監査対象企業を取り巻く経済環境の変動やそれに対する企業の対応の巧拙による業績変動等により、当初暫定的に( )を決定した際に用いた過年度の財務諸表数値や当年度の( )等の財務諸表数値が当年度の財務諸表数値の実績との間に大きな乖離を生じたことから、改訂されることがある。

< 語群 >

- |             |         |           |
|-------------|---------|-----------|
| ア．リスク・アプローチ | イ．金額的影響 | ウ．監査計画    |
| エ．発見リスク     | オ．予算    | カ．不正及び誤謬  |
| キ．虚偽の表示     | ク．内部統制  | ケ．重要性の値   |
| コ．財務諸表数値    | サ．監査リスク | シ．重要性の基準値 |

1．5個    2．6個    3．7個    4．8個    5．9個

**問題 3 6** たな卸資産の立会に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものはどれか、その記号を一つ選びなさい。

- ア．たな卸資産が多数の事業場に分散している場合、監査人が実地たな卸の立会を行うべき事業場の範囲は、会社の業態、規模、事業場の保有するたな卸資産の種類、金額の重要性等を考慮して、監査人が決定する。
- イ．会社が実地たな卸を決算日以外の日に行った場合、監査人が実地たな卸に立会を行わなければならないことはもちろんであるが、さらに決算日現在のたな卸資産が適正であることを確かめるため、たな卸実施日と決算日との間のたな卸資産の増減、売上総利益率の比較検討等の全体的な分析を行う。
- ウ．監査人は、実地たな卸に先だって会社のたな卸計画を検討しなければならない。たな卸計画に不備がある場合には、会社に改善を求める。
- エ．監査人は、実地たな卸が、たな卸計画に定めたたな卸手続に準拠して行われていることを確かめる。したがって、単に実地たな卸の実施状況を視察するだけでは十分ではなく、同時に担当者に質問を行い、実地たな卸が、予め定めた手続に準拠していることを確かめる
- オ．監査人は自ら抜取り検査を行う。抜取り検査は、実地たな卸手続の現実性をさらに確かめ、同時にたな卸結果が正確にたな卸表に記載されていることを確かめるために行うものである。したがって、抜取り検査の結果をたな卸表へ記入する必要がある。

1 . ア      2 . イ      3 . ウ      4 . エ      5 . オ

**問題 37** 監査証拠及び監査要点に関する次のア～オの記述のうち、正しいものはどれか、その記号を一つ選びなさい。

ア．監査要点とは、財務諸表の基礎となる取引や会計事象等の構成要素について立証すべき目標であり、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等が挙げられる。

イ．監査証拠は監査要点に適合し、監査人が必要とする証明力を有しなければならないが、売掛金の残高の確認に基づく監査証拠は、一般に、実在性、期間配分及び評価の妥当性に適合する。

ウ．監査証拠の証明力は、一般に、会計システムから入手した監査証拠は会計システム以外から入手した監査証拠より、また文書により入手した監査証拠は口頭による監査証拠より、それぞれ証明力が強い。

エ．監査人は、通常、特定の監査要点に対する複数の情報源から入手した複数の監査証拠が相互に矛盾する場合、証明力の強い監査証拠を優先すればよい。

オ．監査人は、監査を効率的に実施するために入手の容易さについても考慮するが、監査証拠の入手が容易でないことは、必要な監査証拠の入手を省略する正当な理由となる。

1 . ア      2 . イ      3 . ウ      4 . エ      5 . オ

**問題 38** 継続企業の前提に重要な疑義があると監査人が認める場合に関する次のア～

オの記述のうち、誤っているものはどれか、その記号を一つ選びなさい。

- ア．監査人は、経営者が継続企業を前提に財務諸表を作成することは適切であると判断していること等を記述した経営者確認書を入手しなければならない。
- イ．連結財務諸表の監査では、その作成会社である親会社の継続企業の前提が監査人による検討の対象となるが、親会社に影響する子会社の継続企業の前提も検討対象となる。
- ウ．売上高の著しい減少や債務超過は単独でも重要な疑義を構成する可能性が高いが、監査人は各企業の実情に応じて総合的に疑義を判断する必要がある。
- エ．継続企業の前提は企業が永続することを仮定しているが、長期間にわたる検討は不可能であるので決算日以降の合理的な期間について監査人は検討する。
- オ．継続企業の前提にかかる検討の結果は、企業の存否そのものに保証を与える責任が監査人に生ずることになるので、慎重な検討が必要である。

1 . ア      2 . イ      3 . ウ      4 . エ      5 . オ

**問題 39** 監査意見及び監査報告書に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものはどれか、その記号を一つ選びなさい。

ア．監査人は、将来の帰結が予想し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

イ．監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。

ウ．監査人は、他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。

エ．監査人は、財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書で情報として追記する場合には、意見の表明と明確に区分し、会社からの情報として追記する。

オ．監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。

1．ア      2．イ      3．ウ      4．エ      5．オ

問題 40 証券取引法監査に際しての監査人の責任及び処分に関する次のア～オの記述

のうち、誤っているものはどれか、その記号を一つ選びなさい。

ア．被監査会社に対する民事上の責任として、監査法人の場合、民法上の契約違反に伴う債務不履行責任と不法行為責任がある。

イ．監査法人に対する行政上の責任として、証券取引法に基づいた、1年以内の有価証券報告書等の不受理処分だけでなく、公認会計士法上は、戒告、1年以内の業務の全部又は一部の停止及び業務改善命令といった処分がある。

ウ．虚偽証明を行った監査人に対しては、証券取引法に基づいて、懲役または罰金等の刑事上の責任がある。

エ．株主に対する民事上の責任として、不法行為責任だけでなく、虚偽証明の責任として、証券取引法上の損害賠償責任がある。

オ．個人の公認会計士に対する行政上の責任として、1年以内の有価証券報告書等の不受理処分だけでなく、公認会計士法上は、戒告、1年以内の業務の停止及び登録の抹消といった処分がある。

1．ア      2．イ      3．ウ      4．エ      5．オ